

別紙様式第三十六号（附則第五十七条関係）

(日本産業規格 A 4)

第 期説明書類 (年 月 日から)
年 月 日まで)

年 月 日

商号又は名称

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

(注意事項)

氏を改めた者においては、旧氏及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

1 業務の状況

- (1) 届出年月日
- (2) 行っている業務の種類
- (3) 当期の業務概要

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

	役 員	使 用 人		計
		うち非常勤		
総 数	名	名	名	名

② 役員の状況

役 職 名	氏 名 又 は 名 称

③ 役員の業績連動報酬の状況

役員の業績連動報酬の状況

(5) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

名 称	所 在 地	役員及び使用人
		名
計 店		計 名

(6) 外部監査の状況

公認会計士又は監査法人の氏名 又は名称	監 査 の 内 容

(7) 内部管理の状況

(注意事項)

1 業務の状況

(2) 行っている業務の種類

当期末現在において行っている業務について、法附則第3条の3第5項第1号イに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「投資一任契約に基づく運用」と、同号ロに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「外国投資信託の受益証券に係る運用」と、同号ハに掲げる行為に係る業務を行っている場合は「法第2条第2項第6号に掲げる権利に係る運用」と、法附則第3条の3第5項第2号イに掲げる行為に係る業務のうち、募集の取扱いに係る業務を行っている場合は「募集の取扱い」と、同号イに

掲げる行為に係る業務のうち、私募の取扱いに係る業務を行っている場合は「私募の取扱い」と、同号口又はハに掲げる行為に係る業務のうち、募集に係る業務を行っている場合は「募集」と、同号口又はハに掲げる行為に係る業務のうち、私募に係る業務を行っている場合は「私募」と記載し、他に行っている事業がある場合は当該事業の種類を記載すること。なお、当期中において変更があった場合には、その旨を注記すること。

(3) 当期の業務概要

当期における事業活動に関する概況、事業成績の概況その他営業成績に影響を及ぼした重要事項の概要を記載すること。

(4) 役員及び使用人の状況

① 役員及び使用人の総数

当期末現在における役員及び使用人（移行期間特例業務に従事する役員及び使用人に限る。②において同じ。）について記載すること。

② 役員の状況

当期末現在における役員の状況について記載すること。ただし、外国法人にあっては、国内における代表者（法附則第3条の3第3項第2号ハに規定する者をいう。）について記載する必要はない。

③ 役員の業績連動報酬の状況

役員の報酬等（報酬、賞与その他その職務執行の対価としてその会社から受ける財産上の利益であって、直近事業年度に係るもの及び直近事業年度において受け、又は受ける見込みの額が明らかとなったもの（直近事業年度前のいずれかの事業年度に係る事業報告書に記載したものと除く。）をいう。以下③において同じ。）に業績連動報酬（その運用財産の運用として行った取引により生ずる利益に関する指標を基礎として算定される報酬等をいう。以下③において同じ。）が含まれる場合には、以下を記載すること。

イ 業績連動報酬と業績連動報酬以外の報酬等の支給割合の決定に関する方針を定めているときは、当該方針の内容を記載すること。

ロ 当該業績連動報酬に係る指標、当該指標を選択した理由及び当該業績連動報酬の額の決定方法を記載すること。

ハ 取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）、監査等委員（社外取締役を除く。）、監査役（社外監査役を除く。）、執行役及び社外役員の区分ごとに、業績連動報酬の総額及び役員報酬に占める比率並びに対象となる役員の員数を記載すること。

ニ 直近事業年度における当該業績連動報酬に係る指標の目標及び実績について記載すること。また、当該報酬等の全部又は一部が非金銭報酬等であるときは、その内容を記載すること。

(5) 主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所の状況

当期末現在における主たる営業所又は事務所及び移行期間特例業務を行う営業所又は事務所（以下(5)において「営業所等」という。）について記載すること。なお、当期中において、営業所等の設置若しくは廃止があった場合又は営業所等の名称若しくは所在地に変更があった場合には、その旨を注記すること。

(6) 外部監査の状況

財務諸表について、公認会計士又は監査法人による外部監査を、年1回以上の頻度で受けている場合に記載すること。

「監査の内容」の欄には、当該外部監査の内容について、法定監査又は任意監査の別及び結果の概要を具体的かつ簡潔に記載すること。

(7) 内部管理の状況

リスク管理を含めた運用管理、情報管理、利益相反を防止するための態勢整備の状況等について記載すること。

(8) 法附則第3条の3第5項第1号イ又は第2号イに掲げる行為に係る業務の状況

① 契約件数等

	海外			小計	国内		小計	合計
	法附則第3条の3第6項第1号に掲げる者	法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者		法附則第3条の3第6項第2号に掲げる者	法附則第3条の3第6項第3号に掲げる者		
契約件数	件	件	件	件	件	件	件	件
運用財産総額	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
割合	%	%	%	%	%	%	%	/

(注意事項)

- 「契約件数」の欄及び「運用財産総額」の欄には、期末における数値を記載すること。外貨建ての契約の場合は、期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。
- 「割合」の欄には、各運用財産総額の運用財産総額の合計額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。

② 運用受託報酬 百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
	百万円	百万円
百万円		
割合	%	%

(注意事項)

自己又は関係会社（親法人等、子法人等又は第126条第3号に規定する関係外国法人等をいう。以下同じ。）が発行する有価証券の組入金額及び当該金額の運用財産総額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）について記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

- 1 投資先のファンド関係者（対象有価証券（第130条第3項に規定する対象有価証券をいう。以下この注意事項において同じ。）の発行者、対象有価証券に係る権利を有する者から出資又は拠出を受けた資産（以下1において「ファンド資産」という。）の運用に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の保管に係る重要な業務を行う者、ファンド資産の監査に係る業務を行う者その他ファンド資産の運用、保管及び監査に係る業務以外の当該対象有価証券の価額の算出方法又は当該価額を報告する方法に関する事項に係る重要な業務を行う者をいう。）のうちに関係会社がある場合に記載すること。
- 2 運用財産の運用として対象有価証券に投資している場合に、投資先ファンドの種類（投資先となる対象有価証券の種類をいう。）ごとに区分して、当該対象有価証券の価額の算出を行う者の商号又は名称並びに当該関係会社の商号又は名称、それらの者の役割分担及び届出者との関係内容を記載すること。
- 3 基準日における対象有価証券の価額が全ての投資先となる対象有価証券の価額の合計額の百分の一以上に相当する額である当該対象有価証券に係るファンドについて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

運用財産が保有する投資対象の区分ごとに、投資対象の保有額、情報ベンダー（投資に関する情報を提供する業者の総称で、経済指標、市場情報、時価情報等の提供を行っている者をいう。）から価格を入手できない等、時価を把握することが困難と認められる投資対象の保有額及び当該保有額の投資対象の保有額に占める割合（小数点以下第2位以下を切り捨て、小数点以下第1位まで記載すること。）を記載すること。ただし、主として不動産を原資産とする有価証券を投資の対象とする投資一任契約であって、権利者が当該投資一任契約に係る業務を行うために設立された法人である場合については、記載を要しない。

- 時価を把握することが困難である理由

- ⑥ 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（同号に係るみなし有価証券にあっては、電子募集取扱業務に係るもの及び電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るもの）を除く。（⑦において同じ。）

（単位：百万円）

区分	募 集 の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
外国投資信託の受益証券	()	()
外国投資証券	()	()
法第2条第2項第6号に係る みなし有価証券	()	()

(注意事項)

- 1 外国投資信託の受益証券、外国投資証券又は法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに額面金額を集計し記載すること。
 - 2 「募集の取扱高」及び「私募の取扱高」の欄には、募集又は私募に係る有価証券の売りさばきのみを取り扱った場合の取扱高を記載すること。
- ⑦ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称		
事業の内容	(商品分類)	(内容)

出資者数	名		
有価証券の種類			
募集・私募の別			
発行者の名称	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額 円 口 ()	総出資額 (1年前) 円 口	1口当たりの出資額 円
	うち暗号等資産で の出資	うち暗号等資産で の出資(1年前)	
	円	円	
ファンドの財務諸表監査 の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項にかかる情報を入手できない同号に係るみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において募集の取扱い又は私募の取扱いの実績がなくとも、過去に募集の取扱い又は私募の取扱いを行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド(法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。)の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。

- 3 「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「有価証券の種類」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあっては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「発行者の名称」の欄には、国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。
- 6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。
- 「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。また、暗号等資産での出資がある場合には、その残高（金額）及び邦貨換算に用いた標準を記載すること。なお、金額による記載が困難なものについては、合理的な単位をもって記載すること。
- 7 「発行者との関係」の欄には、法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。
- 8 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 9 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 10 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。
- ⑧ 電子募集取扱業務における法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況（電子募集取扱業務に係るものに限り、電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものを除く。⑨において同じ。）

(単位：百万円)

区分	募 集 の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
法第2条第2項第6号に係る みなし有価証券	()	()

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑨ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の状況

権利の名称			
事業の内容	(商品分類)		(内容)
出資者数	名		
有価証券の種類			
募集・私募の別			
発行者の名称			
	国名、監督当局等		
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額
	円 口 ()	円 口	円
	うち暗号等資産での出資	うち暗号等資産での出資(1年前)	
	円	円	
ファンドの財務諸表監査の有無			
発行者との関係			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

- ⑩ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集の取扱い又は私募の取扱いの状況
 (電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。⑪において同じ。)
 (単位:百万円)

区分	募 集 の 取 扱 高	私 募 の 取 扱 高
法第2条第2項第6号に係る みなし有価証券	()	()

(注意事項)

⑥の注意事項に準じて記載すること。

- ⑪ 募集の取扱い又は私募の取扱いを行った法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の
 状況

権利の名称			
事業の内容	(商品分類)	(内容)	
出資者数	名		
有価証券の種類			
募集・私募の別			
発行者の名称			
設定年月日			
募集・私募の期間			
存続期間の終期			
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出資額
	円 口 ()	円 口	円
	うち暗号等資産で の出資	うち暗号等資産で の出資 (1年前)	
ファンドの財務諸表監査 の有無			

発行者との関係	
出資金払込口座の所在地	
資金の流れ	

(注意事項)

⑦の注意事項に準じて記載すること。

(9) 法附則第3条の3第5項第1号口又は第2号口に掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

前期末		設定ファン ド数	償還ファン ド数	期中元本増 減額	当期末	
ファン ド数	元本額				ファン ド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

(注意事項)

運用を行うファンドに係る、前期末残高、当期中における新規設定、償還、期中増減額及び当期末残高を記載すること。

② 外国投資信託運用資産一覧表

外国投 資信託 名	設定年月 日	信託期 間	当初設定 額	純資産総 額	基準価 額	過去1年 間の収益 金込み基 準価額の 騰落率	設定来年 平均受益 者利回り	備考
			百万円	百万円	円	%	%	

(注意事項)

- 1 単位型株式外国投資信託、追加型株式外国投資信託、単位型公社債外国投資信託、追加型公社債外国投資信託、単位型不動産外国投資信託、追加型不動産外国投資信託、単位型その他外国投資信託、追加型その他外国投資信託及び親外国投資信託ごとに分けて記載すること。
- 2 記載は、設定日の順序で記載すること。
- 3 追加型外国投資信託については、「設定来年平均受益者利回り」の欄の記載を要しない。
- 4 運用の指図に係る外部委託を行っている場合は、「備考」の欄に外部委託先名を付記すること。

5 外貨建てファンドの場合は、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算すること。

また、「過去1年間の収益金込み基準価額の騰落率」については、期首及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。「設定来年平均受益者利回り」については、設定日及び期末の外国為替レートにより邦貨換算した基準価額により計算すること。

③ 委託者報酬 百万円

④ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券	うち関係会社発行有価証券
百万円	百万円	百万円
割合	%	%

(注意事項)

(8)③の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

(8)④の注意事項に準じて記載すること。

⑥ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

(8)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

ロ 時価を把握することが困難である理由

--

⑦ 外国投資信託の受益証券の募集又は私募の状況

区分	ファンド数	設定額
単位型外国投資信託		百万円
追加型外国投資信託		
株式外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
公社債外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
不動産外国投資信託計		
単位型外国投資信託		
追加型外国投資信託		
その他外国投資信託計		
合計		

(注意事項)

外貨建てファンドの場合は、設定日の外国為替レートにより邦貨換算すること。

⑩ 法附則第3条の3第5項第1号ハ又は第2号ハに掲げる行為に係る業務の状況

① 設定及び償還の状況

前期末		設定ファ ンド数	償還ファ ンド数	期中元本増 減額	当期末	
ファンド数	元本額				ファンド数	元本額
	百万円			百万円		百万円

(注意事項)

(9)①の注意事項に準じて記載すること。

② 運用受託報酬その他の法第2条第8項第15号に掲げる行為に係る報酬

百万円

③ 自己又は関係会社が発行する有価証券の組入れ状況

運用財産総額	うち自己発行有価証券		うち関係会社発行有価証券	
	百万円	百万円	百万円	%
割合				%

(注意事項)

(8)③の注意事項に準じて記載すること。

④ 運用財産のファンドへの投資の状況

投資先ファンドの種類	価額の算出者	ファンド関係者における関係会社の名称等

(注意事項)

(8)④の注意事項に準じて記載すること。

⑤ 運用財産の投資対象の時価に係る情報

イ 時価を把握することが困難である投資対象

運用財産が保有する投資対象の区分	投資対象の保有額	左記のうち時価を把握することが困難である投資対象の保有額	割合
法附則第3条の3第3項第1号へに規定する有価証券	百万円	百万円	%
その他	百万円	百万円	%
全体	百万円	百万円	%

(注意事項)

(8)⑤イの注意事項に準じて記載すること。

□ 時価を把握することが困難である理由

--

⑥ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るもの除去。）

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持分の種別		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		

存続期間	出資者の区分	出資者数
出資者の状況	法附則第3条の3 第6項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3 第6項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3 第6項第3号に掲げる者	名
	合 計	名

(注意事項)

- 1 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が特定投資家のみである同号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」、「出資対象事業持分の種別」、「出資者の状況」の欄を記載すれば足りる。
- 当期において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った同号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当期以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。
- 2 本表は当期末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と移行期間特例業務の届出を行った者の事業年度が異なる場合には、当期末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭その他の財産を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「出資対象事業持分の種別」の欄には、外国の法令に基づく権利であって、「民法上の組合契約」、「匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約」、「社団法人の社員権」又は「その他の権利」に類するものの別について記載すること。また、「その他の権利」に類するものにあっては、具体的にその内容を記載すること。なお、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。
- 6 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。
- 7 本表について、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、誤解を生じさせない範囲内において、これに準じて記載することができる。

⑦ ファンドの状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

出資対象事業持分の名称		
出資対象事業の内容	(商品分類)	(内容)
出資対象事業持分の種別		
出資金払込口座の所在地		
資金の流れ		
存続期間		
出資者の状況	出資者の区分	出資者数
	法附則第3条の3 第6項第1号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3 第6項第2号に掲げる者	名
	うち個人	名
	法附則第3条の3 第6項第3号に掲げる者	名
	合 計	名

（注意事項）

⑥の注意事項に準じて記載すること。

⑧ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るもの除く。）

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項第6号に係るもの		百万円
合計		

⑨ 法第2条第2項第6号に係るみなし有価証券の募集又は私募の状況（電子記録移転有価証券表示権利等に関する業務に係るものに限る。）

区分	ファンド数	契約額
法第2条第2項第6号に係るもの		百万円
合計		

2 経理の状況

貸借対照表、損益計算書を作成することとする。

届出者が会社法第2条第6号に規定する大企業以外の法人である場合には損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が法人格なき組合等を構成する者として届出を行った者である場合には、当該組合等の貸借対照表、損益計算書を作成すること。ただし、最終事業年度に係る貸借対照表に出資金等として計上した額が5億円以上である組合等又は負債の部に計上した額の合計額が200億円以上である組合等以外の組合等である場合には、損益計算書の作成を要しないが、貸借対照表において当期純損益を記載すること。

届出者が個人である場合には、貸借対照表、損益計算書の作成を要しない。